

若年夫婦・子育て世帯向（定期使用住宅）の入居資格

定期使用住宅は、原則 10 年間入居できる期限付きの住宅です。期間満了に伴い住宅を返還していただきます。ただし、入居から 5 年経過した後、入居資格にあてはまる場合は、その住宅に居住しながら都営住宅公募に申込みできます。

入居から 10 年経過した時点で 18 歳未満の子がいる場合は、最年少の子が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで入居が延長されます。

18 歳未満の子がいることにより入居期限が延長された世帯で、その子が転出または死亡した場合は転出または死亡した日が入居期限となります。

若年夫婦・子育て世帯向（定期使用住宅）の入居資格

家族向の入居資格 1～6 のすべてにあてはまる必要があります。

【世帯構成と年齢の両方が次の要件にあてはまること】

- ・世帯構成：「夫婦」、「夫婦と子」または「ひとり親と子」のいずれかであること。
- ・年齢：「全員が 40 歳未満」または「全員が 45 歳未満で、そのうち 18 歳未満の子が 3 人以上いる。」のいずれかであること。

※高齢者世帯、単身者等は定期使用住宅に申込みできません。
また、優遇抽せんはありません。

この募集は、都営住宅の利用機会の公平を図るとともに、高齢化が進む都営住宅団地および周辺地域の活力の維持・向上を図ることを目的に行うものです。